	令和 4 年 ( 2022 年	* *
吹田市長	あて	
		町1番1号東阪急ビルディング内
	※注1	<b>産株式会社</b>
	*************************************	長 福井 康樹
	電話 ( 06 )	6313 — 3341
受 付 番 号	03-L-05	
事業の名称	(仮称)吹田市垂水町1丁目	———————————————— 新築工事
対象事業区域	吹田市 垂水町一丁目336番4の一部、337番2	
※注1	住 所 大阪市中央区安土町3-4-5 本丸田ビ	ル6階
│ │ 設計・代理者	株式会社タクトプラン建築事務所大阪氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	高田 実	
	電話( ) 一 (担当	6者: )
※注1	住 所	
工事施工者	* 未定 氏 名	
	電話()	
┃ ┃ 事 業 予 定 期 間	令和 4 年 ( 2022 年) 8 月	上旬 日 から
7 X 7 X W 161	令和 6 年 ( 2024 年)	4 月 下旬 日 まで
	計画部分 既有	部分 合 計
	対象事業面積 1,973.36 ㎡	m <sup>2</sup> 1,973.36 m <sup>2</sup>
	建 築 面 積 943.29 ㎡	m <sup>†</sup> 943.29 m <sup>†</sup>
事業の規模	延べ面積 3,889.24 ㎡	m 3,889.24 m
	最高の高さ 18.58 m	m
	横 造 ・ 階 数 鉄筋コンクリート 造・-	-部 造
	地上 6階	• 地 下 階
	区分 ② 新築 □ 増築 □ 改築	□ 新設 □ 増設
	□ 開発行為事業(目的 :	)
	☑ 建築物の新築又は増改築の事業	
東 类 の 日 的 中 京	│	宅(戸)
事業の目的・内容	□	] 公 共 的 建 築 物
	│└──その他(	)
	□ そ の 他 (	) 受 付
環境まちづくりの内容	ガイドライン取組事項チェックリストによる	
	・ガイドライン取組事項チェックリスト	
添 付 書 類	・工事関連車輌通行ルート図	
	・その他必要と認める図書	┃ 号

# 環境まちづくりの概要(1)

## 事業者の環境方針

阪急阪神不動産では阪急阪神ホールディングスグループサステナビリティ宣言に基づき、事業を通じ て社会課題の解決に努め、持続的な企業価値の向上、ひいては持続可能な社会の実現に取り組ん でまいります。

当該事業における 省エネルギーによる環境負荷低減に努め周辺環境との調和に配慮したマンションづくりを行います。 環境まちづくり方針 計画においては敷地内緑化に努め、建設時には廃材の分別リサイクルに努めます。

## 1. 実施率と主な実施内容

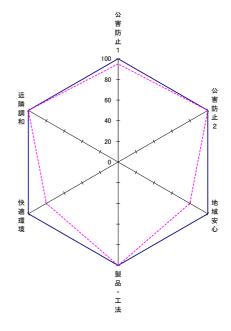
#### 1-1. 工事中

実施率 100 パーセント

(小数点第2位以下切り捨て)

実施する・一部実施するの項目数 49 該当なしを除いた項目数 49

# ---:方針(案), —:方針



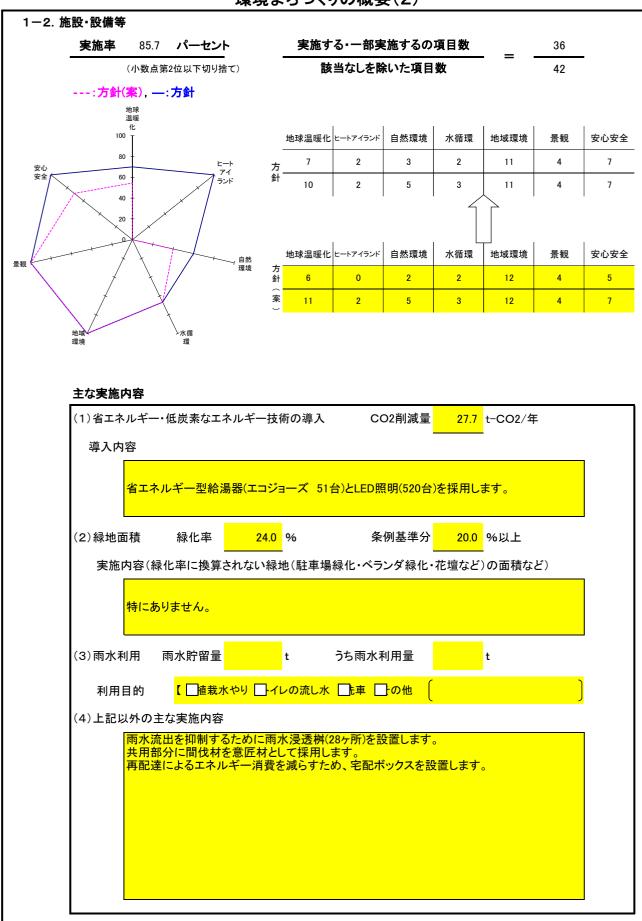
	公害防止 1	公害防止 2	地域安心	製品・工法	快適環境	近隣調和
方	20	13	5	3	5	3
針	20	13	5	3	5	3
方	公害防止 1	公害防止 2	地域安心	製品・工法	快適環境	近隣調和

方	公害防止 1	公害防止 2	地域安心	製品・工法	快適環境	近隣調和
針	19	13	4	3	4	5
案	20	13	5	3	5	5

# 主な実施内容

排出ガス対策型、低騒音型や低振動型の建設機械を使用します。 工事規模に応じた効率的な工事計画を立て、稼働台数を抑制します。 で関や休日に工事関係別外の者が工事現場に立ち入らないよう出入口を施錠するなどの対策を講じます。 資材の梱包などを最小限にして廃棄物を減量します。

# 環境まちづくりの概要(2)



環境まちづくりの概要(3)
2. 方針(案)からの変更箇所(変更箇所があれば記入してください。)

項目番号	修正前のチェック内容	修正後のチェック内容
1,33,79,87,100	一部実施する	実施する
65,68,72	実施しない	実施する
2,50	実施しない	一部実施する
5,6,24,32,44,45,46	一部実施する	実施する
48,55	一部実施する	実施する
54	一部実施する	該当なし
11,82	実施する	一部実施する
53,62,88	実施する	該当なし
67	実施しない	実施する
86	一部実施する	実施する
42	実施しない	一部実施する
8	一部実施する	実施する
60	実施しない	実施する
102,105	実施しない	一部実施する

3. その他(本ガイドライン記載の取組事項以外に実施する環境まちづくりの取組を記載ください。)				
		4		

## ●工事中におけるガイドライン取組事項チェックリスト

本事業を実施するにあたっては、事業による環境への影響を最小限にとどめるため、法律、条例等の規制基準を遵守することはもとより、以下のとおりガイドライン取 組事項を実施します。

	取組事項	実施の有無	実施内容(実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
	会学が経音などの公害を防止します。		
建設机	<b>雙械</b>		
1	低公害型建設機械の使用	実施しない	排出ガス対策型、低騒音型や低振動型の建設機械を使用します。
2	低燃費型建設機械の使用	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	低燃費型の建設機械(ハイブリット式パワーショベルなど)は一般普及していないため可能な限り使用します。
3	アイドリングの禁止	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	排出ガス、騒音の低減を図るため、アイドリングをしません。
4	環境に配慮した運転	実施する	空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。
5	稼動台数の抑制	▼ 実施する	工事規模に応じた効率的な工事計画を立て、稼働台数を抑制します。
6	工事の平準化	▼ 実施する	一時的に集中して稼働しないよう、工事の平準化を図ります。
7	機械類の整備点検	▼ 実施する	機械類は適切に整備点検を行います。
工事	関連車両		
8	低公害、低燃費車の使用	▼ 実施する	燃費や排出ガス性能のよい車両を使用します。
9	大阪府条例に基づく流入車規制の遵守	<ul><li>実施する □ 一部実施する</li><li>実施しない □ 該当なし</li></ul>	大阪府条例に基づく流入車規制を、全ての車両で確実に遵守します。
10	工事関連車両の表示	▼ 実施する	工事関連車両であることを車両に表示します。
11	周辺状況に配慮した走行ルートや時間帯の設定	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	工事関連車両の走行ルートや時間帯は、周辺道路の状況、住居の立 地条件などに配慮して、一般交通の集中時間帯や通学時間帯、下校 時は学年による時間の違い、短縮授業による違い等、様々な状況が予 測されるためをできる限り避けて設定します。
12	建設資材の搬出入における車両台数の抑制	実施する	建設資材の搬出入計画において、適切な車種を選定することで車両台 数を抑制します。
13	通勤等で利用する車両台数の抑制	▼実施する 一 一部実施する	作業従事者の通勤、現場監理などには、徒歩、二輪車、公共交通機関の利用、相乗りなどを奨励し、工事関連の車両台数を抑制します。
14	土砂の積み降ろし時の配慮	▼実施する	ダンプトラックによる土砂の積み降ろしの際には、騒音、振動や土砂の 飛散防止に配慮します。
15	タイヤ洗浄	<ul><li>▼ 実施する</li></ul>	周辺への土砂粉じん飛散を防止するため、現地でタイヤ洗浄を行います。

	取 組 事 項	実施の有無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)	
16	ドラム洗浄時の配慮		コンクリートミキサー車のドラム洗浄を行う際には、騒音や水質汚濁に 配慮します。	
17	場外待機の禁止	☑ 実施する	工事関連車両を場外に待機させません。	
18	クラクションの使用抑制		クラクションの使用は必要最小限にします。	
19	アイドリングの禁止		自動車排出ガスの低減を図るため、アイドリングをしません。	
20	環境に配慮した運転		空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。	
工事方 騒音・	法 振動等			
21	防音シートなどの設置	▼ 実施する	建設作業時は、仮囲いと養生シートを設置します。なお、必要に応じて防音シートや防音パネルの設置等、さらなる防音対策を行います。	
22	丁寧な作業	▼ 実施する	建設資材の落下を防止するなど、丁寧な作業を行います。	
23	騒音や振動の少ない工法の採用		杭の施工などの際には、騒音や振動の少ない工法を採用します。	
24	近隣への作業時間帯の配慮		騒音や振動を伴う作業は、近隣に配慮した時間帯に行います。	
粉じん	・アスベスト			
25	粉じん飛散防止対策		周辺への粉じん飛散を防止するため、掘削作業、土砂等の堆積場の設置等を行う場合は、散水等の粉じん飛散防止対策を行います。	
26	アスベストの調査など	実施する   一部実施する   一部実施する   上 実施しない   □ 該当なし	解体が無いため。	
27	アスベスト飛散防止対策	実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	解体が無いため。	
水質汚濁・土壌汚染・地盤沈下				
28	濁水や土砂の流出防止		道路などへの濁水や土砂の流出を防止します。	
29	塗料などの適正管理及び処分	実施する	塗料などの揮発を防止し、使用済みの塗料缶や塗装器具の洗浄液は 適正に処分します。	
30	土壤汚染対策	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	形質変更面積が3000㎡未満であり、法令の対象外であるため。	

	取 組 事 項	実 施 の 有 無	実施内容(実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)		
31	地盤改良時の配慮	実施する	セメント及びセメント系改良剤を使用する地盤改良の際は、六価クロム溶出試験を実施し、土壌や地下水を汚染しないよう施工します。		
32	周辺地盤、家屋などに配慮した工法の採用	実施する	周辺地盤、家屋などに影響を及ぼさない工法を採用します。		
悪臭•	廃棄物				
33	アスファルト溶解時の臭気対策	▼実施する	アスファルトを溶融させる際は、場所の配慮、溶解温度管理など臭気対 策を行います。		
34	現地焼却の禁止	実施する	現地では廃棄物などの焼却は行いません。		
35	解体時の環境汚染対策	実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	解体が無いため。		
36	仮設トイレ設置時の臭気対策		仮設トイレを設置する場合は、適切なメンテナンス、設置場所の配慮な どにより臭気対策を行います。		
37	産業廃棄物の適正処理	▼ 実施する	建設工事から生じる産業廃棄物は、適正に処理を行います。		
地域の	安全安心に貢献します。				
	地域との連携における事故の防止	▼ 実施する	近隣自治会などから地域の交通情報の聴き取りを行い、十分な人数の 警備員を配置し事故防止に努めます。		
39	児童などへの交通安全の配慮	▼実施する	児童や生徒が安全に登下校できるよう、工事現場周辺の交通安全に 配慮します。		
40	夜間や休日の防犯対策		夜間や休日に工事関係者以外の者が工事現場に立ち入らないよう出 入口を施錠するなどの対策を講じます。		
41	児童などへの見守り、声かけ	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	登下校中の児童や生徒の見守りに可能な限り取り組みます。 声かけは行うか未定です。		
42	地域の防犯活動への参加	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	地域からの要望があれば応じます。		
環境に	配慮した製品及び工法を採用します。				
省エネ	ドルギー				
43	エネルギー消費の抑制	☑ 実施する	エネルギー効率のよい機器の利用などにより、工事中に使用する燃料、電気、水道水などの消費を抑制します。		
省資源	省資源				
44	残土発生の抑制	実施する	建設発生土は現地での埋め戻しに使用するなど、残土の発生を抑制します。		
45	廃棄物の減量	実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	資材の梱包などを最小限にして廃棄物を減量します。		

	取 組 事 項	実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
快適な 景観	<b>淀環境づくりに貢献します。</b>		
46	仮囲い設置時の配慮	<ul><li>✓ 実施する</li></ul>	仮囲いの設置にあたっては、安全面、機能性を確保した上で、景観面にも配慮します。
47	仮設トイレ設置時の配慮	<ul><li>✓ 実施する</li></ul>	仮設トイレは、近隣住民や通行者に不快感を与えないよう、設置場所などを工夫します。
周辺0	の環境美化		
48	周辺道路の清掃	<ul><li>✓ 実施する</li></ul>	工事現場内外を問わず、ポイ捨てを防止し、周辺道路の清掃を行います。
49	場内整理	▼ 実施する	建設資材、廃棄物などは適正に管理し場内整理を行います。
ヒート	アイランド現象の緩和		
50	打ち水	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	夏期において水道水を確保し、周辺道路などに打ち水を行います。
地域と	この調和を図ります。		
工事記	説明·苦情対応 		Г
51	工事内容の事前説明及び周知	▼ 実施する	近隣住民に工事実施前に工事概要、作業工程などを十分説明し、また 工事実施中も適宜、現況と今後の予定をお知らせします。
52	苦情対応	<ul><li>実施する</li></ul>	工事に関しての苦情窓口を設置し連絡先などを掲示するとともに、苦情 が発生した際には真摯に対応します。
周辺0	の教育・医療・福祉施設への配慮		
53	工事内容の事前説明及び工事計画の配慮	実施する 一 一部実施する	周辺に該当施設が無いため。
54	騒音、振動などの配慮	実施する 一 一部実施する	周辺に該当施設が無いため。
周辺0	の事業者との調整		
55	複合的な環境影響の抑制	▼ 実施する	工事が重複することによる複合的な騒音、振動、粉じん、工事車両の通行及びその他の環境影響を最小限に抑制するため、周辺地域における大規模な工事の状況を把握し、該当する事業者、工事施工者などと連絡を取り、可能な限り工事計画などを調整するように努めます。

#### ●施設・設備等に係るガイドライン取組事項チェックリスト

本事業を実施するにあたっては、法律、条例等の規制基準を遵守することはもとより、事業による環境への影響を最小限にとどめ、また、新たな環境負荷の発生を事前に防止するとともに、地域の環境レベル向上に貢献するため、以下のとおりガイドライン取組事項を実施します。

	取 組 事 項	実 施 の 有 無	実施内容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)	
地球温	 温暖化対策を行います。			
56	大阪府建築物の環境配慮制度及び大阪府建 築物環境性能表示制度の活用	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	大阪府建築物の環境配慮制度において高い評価結果(B+)を得られる よう努めるとともに、その評価結果を大阪府建築物環境性能表示制度 により広告物などに表示します。	
57	ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)、ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)設計	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	事業採算上、実施しません。	
58	高効率及び省エネルギー型機器などの採用	実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	省エネルギー型給湯器(エコジョーズ 51台)とLED照明(520台)を採用します。	
59	再生可能エネルギーの活用	実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	事業採算上、実施しません。	
60	エネルギー効率の高いシステムの導入	実施する 一部実施する	住戸の給湯機器:省エネルギー型給湯器(エコジョーズ 51台)を採用します。	
61	エネルギーを管理するシステムの導入	実施する 一部実施する	事業採算上、実施しません。	
62	冷媒漏えい(使用時排出)の防止	<ul><li>実施する □ 一部実施する</li><li>□ 実施しない □ 該当なし</li></ul>	高い地球温暖化係数を有する温室効果ガスを冷媒として使用する設備 (空調機器、冷蔵冷凍庫など)を設置する予定はありません。	
63	建築物のエネルギー負荷の抑制	実施する □ 一部実施する 実施しない □ 該当なし	採光や通風性の考慮やペアガラスを採用し断熱性能を向上させることで、建築物のエネルギー負荷を抑制します。また、住宅性能表示制度の断熱等性能等級4を取得予定です。	
64	長寿命な建築物の施工	実施する 一部実施する	基本構造の耐久性を高め、長寿命の建築物を施工します。	
65	環境に配慮した製品の採用	実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	共用部分に間伐材を意匠材として採用します。また、溶融スラグ入のインターロッキングを使用します。	
66	宅配ボックスの設置	実施する 一部実施する	再配達によるエネルギー消費を減らすため、宅配ボックスを設置します。	
ヒート	アイランド対策を行います。			
67	建物屋根面、壁面の高温化抑制	実施する □ 一部実施する 実施しない □ 該当なし	建物の屋根面(400㎡)へ高反射率塗料を塗布し、屋根面の高温化を抑制します。	
68	地表面の高温化抑制	▼実施する	敷地東側の通路部分には保水性のあるインターロッキング(35㎡)を使用します。	
自然環境を保全し、みどりを確保します。				
69	動植物の生息や生育への配慮	実施する	吹田市開発事業の手続き等に関する条例に定める基準(20%)に対して 緑化率24%の緑化を行い、動植物の生息や生育環境に配慮します。	
70	地域のシンボルツリーの保全	実施する 一部実施する	該当する樹木が無いため。	
71	既存の植生の保全	実施する 一部実施する	該当する植生が無いため。	
		·		

	取組事項	実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
72	地域に応じたみどりの創出	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	計画地周辺の垂水神社の樹々を連想させる樹木を植樹し、地域に応じた創造工夫によりみどりを創出し、良好な景観や生物の生育空間の形成に努めます。
73	駐車場緑化	実施する □ 一部実施する ▼ 実施しない □ 該当なし	維持管理が困難なため採用しません。
74	屋上緑化など	実施する □ 一部実施する ☑ 実施しない □ 該当なし	維持管理が困難なため採用しません。
75	法面緑化	実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	該当する法面が無いため。
76	植栽樹種の選定	▼ 実施する	植栽樹種は、地域の環境に合わせた樹種を選定します。
水循環	と では 保します。		
77	水資源の有効利用	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	事業採算上、実施しません。
78	雨水流出を抑制する施設の設置	▼実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	雨水流出を抑制するために雨水浸透桝(28ヶ所)を設置します。
79	雨水浸透への配慮	▼ 実施する	雨水浸透に配慮し、雨水浸透桝(28ヶ所)を設置します。
地域σ	)生活環境を保全します。		
大気・	騒音・振動等		
80	騒音や振動を発生させる設備設置時の配慮	実施する 一部実施する	空調機などの騒音や振動を発生させる設備の設置においては、低騒音型機器の採用、壁などの遮音性の確保、設置場所に配慮するなど、 騒音や振動対策を行います。
81	住宅における防音サッシ等の設置	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	近くに幹線道路や鉄道があり入居者に騒音の影響が考えられる場合には、あらかじめ窓などに防音サッシ等を設置します。
82	駐車場の配置計画時の配慮	実施する 一 一部実施する	周辺環境への自動車の排気ガスに配慮し、駐車場の背面に目隠しフェンスを設置します。
83	近隣への悪臭及び騒音の配慮	▼ 実施する	近隣への悪臭、騒音などを防止するため、窓、換気扇、排気口の位 置、廃棄物置場の構造などに配慮します。
84	ボイラーなどの機器設置時の排出ガス対策	実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	該当する機器の設置予定が無いため。
85	屋外照明や広告照明設置時の配慮	▼ 実施する	屋外照明については、近隣住民に対する光の影響を抑制します。
86	建築資材による光の影響の考慮	▼実施する	建築資材(ガラスなど)による太陽の反射光については、設置の際に光 の影響を考慮します。
87	環境に配慮した塗料の使用	▼ 実施する	塗料は、水性塗料や揮発性有機化合物(VOC)の含有率が低いものを 使用します。
88	周辺の教育、福祉や医療施設への配慮	実施しない ☑ 該当なし	周辺に該当施設が無いため。

	取 組 事 項	実 施 の 有 無	実施内容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
中高層	層建築物(高さ10メートルを超える建築物)		
89	日照障害対策	▼実施する	日照障害については、建築基準法の日影規制対象外地域(商業と工業地域を除く)を含めた地域についての日影図を作成し、発生する範囲を事前に把握し、近隣住民に説明するとともに、できる限りその軽減をします。
90	電波障害の事前把握及び近隣説明	▼実施する	電波障害の発生が想定される範囲を現地調査、机上計算、影響範囲 図作成などにより事前に把握し、近隣住民に説明します。
91	電波障害発生時の改善対策	実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	電波障害が生じた場合は、CATV、共同受信施設などによる改善対策 を行います。
92	プライバシーの配慮	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	近隣住民のプライバシーを侵害するおそれがある場合は、適切な対策 を講じるよう努めます。
景観ま	ちづくりに貢献します。		
93	地域への調和	実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	本市の自然条件や風土、歴史の流れの中で培われた地域の個性を尊重し、地域に調和したものとなるよう配慮します。
94	景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計 画及び設計	実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	景観資源の質の向上と地域特性を活かしたまちづくりに資するよう、 「景観まちづくり計画」の類型別景観まちづくり計画と地域別景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画と設計を行います。
95	景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画及び設計	▼実施する	景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画と設計を行います。
96	重点地区指定に向けた協議	実施する 一部実施する	1haを超えないため。
97	景観形成基準の遵守	▼ 実施する	景観形成基準を遵守し、景観まちづくりを推進します。
98	屋外広告物の表示などに関する基準の遵守	実施する □ 一部実施する 」 実施しない □ 該当なし	屋外広告物の設置予定はありません。
安心多	そ全のまちづくりに貢献します。		
99	歩行者が安全に通行できる工夫	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	建物出入口、駐車場出入口を道路から控えることで、歩行者の安全への配慮を行います。
100	災害に対する建築物・工作物の強靭性を高め る取組	□ 実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	柱、梁等の主要構造部は鉄筋コンクリート造とします。
101	災害時の自立性を維持する取組	▼実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	共用部に防災備蓄倉庫を設置します。
102	災害時に備えた地域等との連携に関わる取組	実施する 一 一部実施する	本事業区域は浸水想定区域に所在しているため、入居者に対しハ ザードマップの周知を徹底します。
103	災害時の避難や救助等の応急対応に関する 取組	実施する	AEDを設置予定。
104	犯罪を発生させない都市(まち)づくりに関する 取組	実施する □ 一部実施する □ 実施しない □ 該当なし	1階の共用部に極力死角ができないように防犯カメラ(6台)を設置します。
105	犯罪に備えた地域等との連携に関わる取組	実施する 一 一部実施する	犯罪に備えた地域の取り組みに参加するように入居者に周知致しま す。

# 車両運行経路図

工事場所 吹田市垂水町一丁目336番4の一部、337番2(地番)





誘導員



(常駐)

搬出入車両